

## 防府市スポーツ協会共催及び後援名義等の使用承認に関する基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、防府市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）がスポーツ協会以外のものの行う事業について、共催及び後援名義等（以下「共催名義等」という。）の使用を承認することに關し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準において事業とは、防府市における体育の向上普及に寄与する事業での次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令の規定並びにスポーツ協会の運営方針に反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 政治的、宗教的目的を有するもの
- (4) 営利的目的を有するもの

### (共催の基準)

第3条 スポーツ協会において共催する事業は、次の各号の一に該当するものとし、事業の企画及び運営に参画し、当該事業についての責任の一部を負担するものとする。

- (1) スポーツ協会において当該事業に係る予算措置を行っている事業で、当該事業の実施に職員が直接関与するもの
- (2) 国、県、市又は公共的団体が主催する事業で、当該事業の実施に職員が直接関与するもの
- (3) そのほかスポーツ協会において共催する必要があると会長が特に認めるもの

### (後援の基準)

第4条 スポーツ協会において後援する事業は、次の各号の一に該当するものとし、事業の趣旨に賛同し、当該事業の開催について協力するものとする。

- (1) スポーツ協会において当該事業に係る予算措置を行っている事業
- (2) 国、県、市又は公共的団体が主催する事業
- (3) 加盟団体が行う事業
- (4) その他スポーツ協会において後援する必要があると会長が特に認めるもの

### (推薦の基準)

第5条 スポーツ協会において推薦する事業は、事業の趣旨に賛同し、当該事業の開催について会長が特に必要があると認めたものとする。

### (申請手続)

第6条 共催名義等の使用承認を申請しようとするものは、防府市スポーツ協会共催・後援・推薦承認申請書を事業開催前14日前までに、スポーツ協会に提出しなければならない。

第7条 スポーツ協会は、前項の申請書を受理し、この基準に適応している場合は承認書を交付するものとする。

附則 この基準は、平成25年4月1日から実施する。

附則 この基準は、令和2年4月1日から実施する。